

緑化を推進

● 緑の募金事業

市民の皆さんから寄せられた「緑の募金」により、市内の森林整備・生活環境の緑づくり・青少年への環境啓発、育成などを進めています。

《緑の少年団事業》

市内では、現在10団体が活動しており、団員は小学生を中心とし、高校生や大学生までが参加しています。清掃活動や環境学習などの活動に対して支援を行っています。

《生活環境の緑づくり事業》

集落等身の回りの緑づくりのために、希望する区や自治会へ苗木を配布しています。
地域の人々の参加による植樹活動を通して緑化推進にご協力をお願いします。

《淡海の巨木・ 名木次世代継承事業》

地域の人々の心の支えや、まちの顔として象徴される名木・巨木を、次世代へ継承するために行う樹木の治療や診断などに対して助成を行います。

多くの方々に高島の豊富な森林資源に目を向けていただき、森を活用し、成熟期を迎えつつある市内産木材を使っていたく事が、森林の持つ多面的機能の保全と、地域の活性化につながります。

この豊かな森林を、この先50年、100年を経ても変わることなく、人々と共生する場として次世代に引き継いでいけるよう努めてまいります。

各事業等については森林水産課へお問い合わせください。

圃森林水産課 ☎(25) 8512

森林の伐採には届出が必要です

「自分の山なら自由に伐^きっていい。」
と思いませんか。たとえ自分の山でも、伐採をするときは、事前に届出をする事が森林法第10条の8で義務づけられています。

▼届出が必要な理由

無秩序な伐採は、森林の多様な機能を損なうだけでなく、災害を引き起こすなど、多大な影響を及ぼす事から、伐採および伐採後の造林が適正に行われるように届出が義務づけられています。

▼届出をする人

- ・森林所有者が自分で伐採するときや請負により伐採をするときは、森林所有者が提出します。
- ・伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採するときは、**買い受けた人と森林所有者が連名**で提出します。

▼届出先

伐採を行う90日前から30日前までの期間に、市役所森林水産課に提出してください。

火入れには許可が必要です

森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地での火入れに関しては、森林法第21条に基づき市長の許可が必要です。

火入れ時には、延焼のおそれがないよう気象条件の変化に対して常に気を配るとともに防火体制を十分に整えていただく必要があります。

▼火入れの目的

地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良に限られます。

▼提出先

火入れを行おうとする日の14日前までに森林水産課に許可申請書の提出などの手続きを行ってください。



受賞おめでとうです

22年秋の叙勲および褒章

栄えある平成22年秋の叙勲および褒章を受けられた高島市内の方をご紹介します。（掲載をご了承いただいた方のみ・順不同）

叙勲

《旭日双光章》

国家または公共に対し、顕著な功績をあげた方が対象

萬木 進 さん

元(社)滋賀県トラック協会副会長
(自動車運送事業振興功労)

《瑞宝双光章》

公務等に長年にわたり従事し、成績をあげた方が対象

井上 一枝 さん

元公立高島総合病院看護部長
(看護業務功労)

《瑞宝単光章》

公務等に長年にわたり従事し、成績をあげた方が対象

岸田 孝一 さん

元高島市消防団副団長
(消防功労)

褒章

《藍綬褒章》

公衆の利益を興した方または国や地方公共団体から委託されて行う公共の事務に尽力された方が対象

古谷 孫平 さん

現保護司
(更生保護功績)

中古車両の登録時、 廃車証明書が不要に



これまで、販売事業者が中古車両の原動機付自転車・小型特殊自動車を販売し、登録する場合には前登録の廃車証明書の添付が必要としていましたが、平成22年11月からは、廃車証明書の添付が不要となりました。

※販売証明書は添付が必要です。また、この登録を販売事業者などが代行する場合、新納税義務者の委任状も必要となります。

▼取扱変更日

平成22年11月

▼添付書類等

平成22年11月以降、登録手続きの際は、申告書のほか下記の添付書類等が必要です。

圃 税務課

☎(25) 8116

	添付書類等	手続場所
購入の場合 (※中古車含む)	販売証明書 印鑑（認印可）	高島市役所税務課 ☎ 25-8116 各支所
譲受の場合	譲渡証明書 廃車証明書 印鑑（認印可）	
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート 印鑑（認印可）	
上記届出を代理人がする場合	上記に加え委任状 ※販売事業者等も委任状が必要	